



※広報はくばでは毎月表紙写真を公募しています。※時節に合わない等により採用できない場合もありますが、御了承ください。

2024
Vol.577

10

9月16日の「敬老の日」にあわせ、今年度百歳を迎えられた方、迎える方に対し、丸山村長より内閣総理大臣からの表彰状と記念品、白馬村から祝金を授与しました。写真は今年度100歳を迎えられる太田繁子様へ贈呈した際のものです。

今年度、白馬村で100歳を迎える方は6名。白馬村内で100歳を超える方は、9月16日現在8名おり、最高齢は102歳となります。ご長寿おめでとうございます。

広報はくば

令和5年度 白馬村の決算状況…………… 2
JSTS-Dロゴマークを取得しました…………… 4
震災復興10周年記念シンポジウムの開催…………… 5

空き家バンク試行運用開始…………… 7
コロナワクチンの取扱い変更…………… 8
水道料金改定のお知らせ…………… 12

白馬の豊かさとは何か
—多様であることから交流し学びあい成長する村—

令和5年度

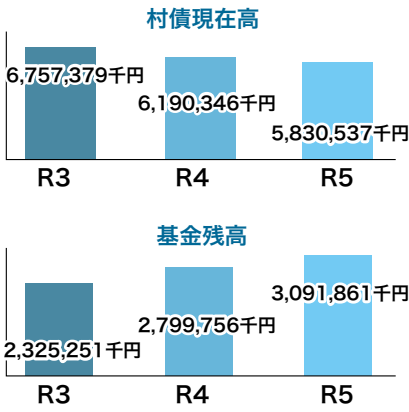
白馬村の決算状況

一般会計の概要

歳入 70億7,159万4千円
歳出 69億1,596万4千円

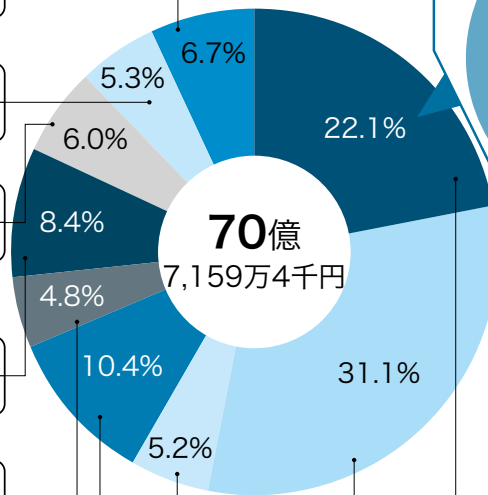
財政健全化の方針を堅持した結果、前年度に引き続き財政調整基金（家計で言うところの貯金）の取崩しをせず、減債基金に8,000万円、義務教育施設整備基金に5,000万円、福祉基金に1,000万円の積み立てを行っています。なお、全ての基金を合わせた年度末残高は、平成から令和を通じて過去最高額となっています。

また、健全財政の堅持と公債費抑制のため、引き続き新規発行債（新しい借り入れ）を元金償還額（借金の返済金）以下とすることにより、村債現在高も前年度比で5.8%の減となりました。

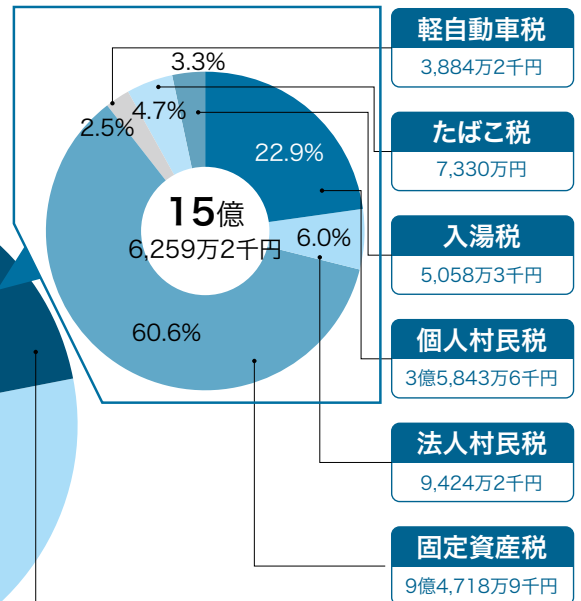


歳入

諸収入等	4億7,607万5千円	延滞金や施設の使用料など
地方債	3億7,129万7千円	国や金融機関から借り入れるもの
繰入金	4億2,792万1千円	基金の取り崩しなどにより繰入れたもの
寄附金	5億9,124万7千円	ふるさと納税などによる寄附金
県支出金	3億4,219万6千円	県が使い道を限定して交付するもの
国庫支出金	7億3,626万円	国が使い道を限定して交付するもの
譲与税/各種交付金	3億6,526万3千円	国や県が徴収した税金を一定の基準に基づき配分・交付されたもの



村税内訳



地方交付税 21億9,874万3千円
国が自治体の財源不足を補てんするもの

歳入の概要
歳入は前年度より1億599万3千円の増加となりました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の終了等により国庫支出金、県支出金は減額となったものの、村税はいずれの税目も前年を上回る税収となり、特に入湯税についてはコロナ禍が明け、観光客の入り込みが回復したことにより大幅増となりました。また、企業版を含むふるさと白馬村を応援する寄附金は過去最高の寄附額を達成しました。



決算状況の詳細はこちらから確認できます。



歳出

5億5,291万5千円

教育費

学校教育や生涯学習、文化財保護など

【主な事業】

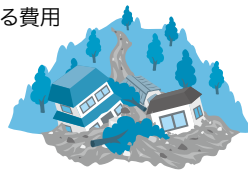
校舎の改修、スクールバスの運行など



2,163万1千円

災害復旧費

災害復旧に係る費用



7億4,799万7千円

公債費

国や金融機関から借りた村債の返済

7,488万9千円

議会費

議会運営に係る費用

17億309万2千円

総務費

財産管理や地球温暖化対策、村税賦課徴収、スポーツ施設管理など

【主な事業】

急速充電器改修やスノーハーブ改修など

14億4,997万円

民生費

高齢者・障がい者、福祉や子育て支援など

【主な事業】

乗合タクシーの運行やしろうま保育園の運営など
※保育園の運営経費には電源立地地域対策交付金を活用しています。

2億609万3千円

消防費

消防や防災対策など

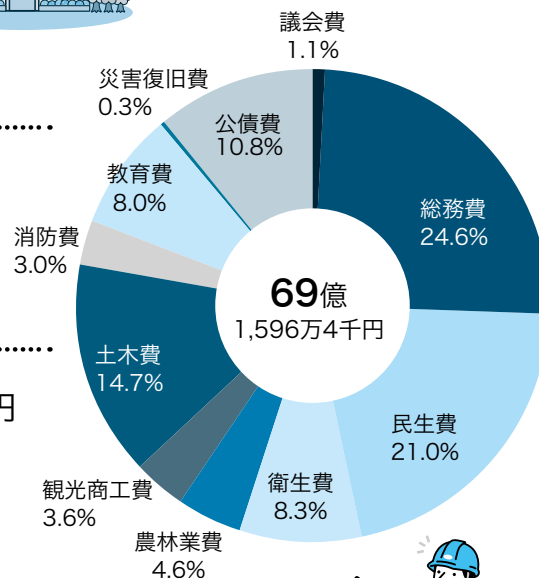
10億1,859万1千円

土木費

道路の維持管理、除雪、村営住宅の管理など

【主な事業】

村道改良や除雪機械の整備・更新など



2億5,047万8千円

観光商工費

平地や山岳観光対策やゆるキャラ活用事業など

【主な事業】

白馬岳頂上宿舎修繕やナイトデマンドタクシー運行業務など

3億1,671万1千円

農林業費

農地や山林、鳥獣対策や地籍調査など

【主な事業】

被害木(ナラ枯れ)対策や、犬川用水小水力発電工事など

5億7,359万7千円

衛生費

保健・医療や環境対策、ごみ処理など

【主な事業】

各種健診・新型コロナワクチンや乳幼児の予防接種、ごみ処理に係る負担金など

【性質別歳出】

(単位：千円.%)

	令和4年度		令和5年度	
	決算額	決算額	構成比	増減率
人件費	1,037,358	1,026,796	14.8	△ 1.0
物件費	1,171,817	1,159,312	16.7	△ 1.1
維持補修費	328,548	351,203	5.1	6.9
扶助費	409,590	426,711	6.2	4.2
補助費	1,636,731	1,645,298	23.8	0.5
公債費	757,969	747,997	10.8	△ 1.3
積立金	660,473	584,874	8.5	△ 11.4
投資・出資・貸付金	15,000	15,000	0.2	0
繰出金	368,083	380,120	5.5	3.3
普通建設事業費	315,172	557,022	8.1	76.7
災害復旧費	0	21,631	0.3	—
合計	6,700,741	6,915,964	100	3.2

歳出の概要

歳出は前年度より2億1,522万3千円の増加となりました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の終了に伴う減額はあったものの、物価高騰対応重点交付金事業や、3月の降雪の影響による除雪委託料の増、犬川用水小水力発電事業の工事が開始となったことや令和5年8月20日及び9月10日に発生した豪雨災害、12月16日に発生した黒豆沢土砂災害に係る工事費等が増額の要因です。



令和5年度決算に基づく白馬村の健全化判断比率及び資金不足比率の公表

【健全化判断比率】

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
白馬村 (早期健全化基準)	— (15.0)	— (20.0)	15.6 (25.0)	4.7 (350.0)
(財政再生基準)	(20.0)	(30.0)	(35.0)	(—)

【資金不足比率】

水道事業会計	—
下水道事業会計	—
農業集落排水事業特別会計	—

※企業会計などの資金不足は該当がありませんでした。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、令和5年度決算数値から算定した財政健全化判断比率をお知らせします。

公表する指数のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率については関係する各会計での赤字、資金不足はありませんので、公表する数値はありませんでした。

実質公債費比率は15.6と前年に比べ1.3ポイント増加しました。指数は前2年度の数値を加えて3か年の平均値で算定します。これは、元利償還金が増加していることなどによるものです。

将来負担比率は4.7で前年度に比較して17ポイント改善しました。これは、地方債現在高や債務負担行為の支出予定額などから、基金残高などを差引くことで計算します。令和5年度は北アルプス広域連合等組合への負担の額が増えましたが、地方債は元金償還額以上の新規発行債を抑制しており、また、基金残高も増えたことが要因です。

白馬村の健全化判断比率は他町村と比較して高めですが、財政的には問題のない範囲の数値となっています。しかし実質公債費比率は、今後も神城断層地震以降の大型事業債の償還が続くため、引き続き健全財政を堅持するよう努めてまいります。

お問合せ 白馬村役場 総務課 電話 :0261-72-7002

【日本版持続可能な観光ガイドライン国際認証版】ロゴマークを取得！

地域が持続可能な地域マネジメントを行うための観光指標として観光庁が作成した「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」（オーバーツーリズムへの対応や、文化遺産や環境の保護、災害の際の観光客への対応など、地域が取り組むべき指標を定めたもの）に沿って、持続可能な観光地域づくりに取り組む地方自治体や観光地域づくり法人等は、観光庁の審査を受け「日本版持続可能な観光ガイドラインロゴマーク」を取得し、使用することができま。

今年度は新たに「国際認証版ロゴマーク」が観光庁より創設され、白馬村がこの度日本で最初に取得しました。

このJSTS-Dロゴマーク取得には、JSTS-Dに準拠して観光地経営に取組み、担当職員がプログラムの研修を修了・合格する必要があります。さらに白馬村が昨年国連世界観光機関の認証する「ベスト・ツーリズム・ビレッジ」を受賞していることから、国際認証版を取得することが出来ました。

日頃より本村の観光推進にご尽力いただいております皆様に感謝申し上げます。



この認証取得により、持続可能な観光地域づくりに取り組んでいることを地域内外に明示でき、地域ブランディングの向上や国際競争力の向上が期待されます。また、観光庁の関連事業の採択の審査にあたり、加点要素となる場合があります。

村では来年度、観光地経営計画の更新を行います。JSTS-Dに準拠した計画の更新を行い、村内の事業者も、このガイドラインに沿った事業展開が行えるような形とし、持続可能な観光地経営に取り組んでまいります。

お問合せ 白馬村役場 観光課 電話 :0261-85-0722



冬期にむけた白馬デマンドタクシーふれAー号の運行変更

令和6年4月1日から、村内における便利で効率的な生活交通手段と、観光交通手段を確保するため、新たな交通形態「白馬デマンドタクシーふれAー号」の運行がスタートしました。

およそ半年の運行が終了し、課題も見えてきましたので、冬期間の運行に向け以下について実施します。

1. 福祉利用者の予約方法が変更になります

現在、Aーデマンド交通として観光利用者・生活利用者・福祉利用者が同一の運行形態で使用していることから、それぞれの目的に対応しきれない状況があります。その課題解決のため、12月1日より予約システムの用途が次のように変更します。

① 一般利用者（村民）はアプリ予約または電話予約、村民以外（観光客）はアプリ予約のみ

・アプリでふれAー号乗降場所から予約
※アプリ内ではHの表示（自宅前乗車利用の方）の乗降場所が予約できなくなりま

す。
② 自宅前乗車利用の方は電話予約のみ
・ふれAー号乗降場所＋自宅前乗車利用（利用登録が必要）

※電話予約受付は今まで通り、白馬村社会福祉協議会へお願いします。
TEL: 0261-711-1111

■自宅前乗車利用をしたい方へ

自宅前乗車利用をご希望される方は、健康福祉課で利用登録受付を行っておりますのでご相談ください。ただし、利用登録には条件がございますのでご了承ください。

※すでに自宅前乗車利用の対象者で登録済みの方にはすでに通知を送付しておりますのでご確認ください。

2. ふれAー号乗降場所の見直しを実施します

ふれAー号乗降場所の見直しを実施します。乗降場所（現在の87か所）の変更希望のある方につきましては、次の期間までに各地区の区長に希望場所をお伝えください。（なお、自宅前乗車の方は該当しません。）

■募集期間：10月21日（月曜日）から11月6日（水曜日）まで

※見直しをした乗降場所は、12月1日より反映します。ただし、ご意見いただいたすべての希望にお答えすることはできません。

お問合せ 白馬村役場 観光課 電話：0261-85-0722

神城断層地震から10年シンポジウムの開催

平成26年11月22日発生「神城断層地震」から10年が経ち、新たな活動を通じて、学び伝えていくシンポジウムを開催します。

日程

11月22日（金曜日）14時～

会場

白馬村ウイング21

プログラム

「防災教育が目指すもの」

国土館大学名誉教授 山崎 登 氏

「神城断層地震を伝えるアーカイブの構築と活用」

信州大学教育学部教授 廣内 大助 氏

「学校での防災学習成果」

小谷小学校児童、白馬中学校生徒

「地域での復興ツーリズムの取組み」

白馬村アーカイブサポーター 富山 正明 氏

災害を教訓としてこれからを過ごすために、また、防災意識の向上のため是非ご参加ください。

白馬村行政公式
ホームページ
詳細はこちら



お問合せ 白馬村役場 総務課 電話：0261-72-7002



4つの重点領域…②温室効果ガスを排出しない移動・運輸・交通

白馬村のゼロカーボンにおける移動・運輸・交通の現状

白馬村は、一世帯あたりの自動車保有台数が、県の一世帯あたり保有台数を上回っており、人口や世帯数に対して自動車の数が比較的多い地域となっています。

一方で、地域住民、観光客の双方に対する公共的な交通手段の整備は未だ改善の余地があり、移動の利便性を向上させることと、移動による利用によるCO₂量を削減することの両立することが求められています。

「白馬村ゼロカーボンロードマップ」で目指す白馬村の移動・運輸・交通

白馬村ゼロカーボンロードマップにおいては、白馬村の気候的特徴と産業的特徴を踏まえて、大きく2つの方向性の施策を示しています。

1つ目は、EVやFCVの普及と、再生エネルギーの充電設備の拡充によって、温室効果ガスを排出しないエネルギーへの転換を目指す方向性です。

2つ目は、電力で駆動される乗り物であることを前提に、自家用車、電車、バス、タクシーなど、既存の交通手段以外の乗り物やサービスを積極的に導入する方向性です。

これら2つの方向性の取組を併せて進めていくことで、温室効果ガス排出量の削減と移動の利便性向上の両立を進めていきます。



温室効果ガスを出さない移動・運輸・交通

考慮すべき 白馬村の特徴

1. 観光地であり、特に冬シーズンは観光客、地域住民双方の交通手段が不足しがちで交通インフラ整備のニーズが強い。
2. 村内に主要エリアが点在する地形で自家用車需要が高く、一人当たりの保有台数が多い中で、環境負荷の低い自家用車の割合を増やすことが求められる。
3. 寒冷地かつ雪国であり、EVでの電力消費効率の低下や、低価格で選べるEV四駆の車種不足などいくつかのEV導入の障壁を乗り越える工夫が求められる。

詳細は右記「白馬村ゼロカーボンロードマップ」P21に記載



お問合せ 白馬村役場 総務課 電話：0261-72-7002

「空き家・空き地バンク制度」の試行運用が始まりました

地域おこし協力隊活動報告 Vol.43

移住定住施策・空家対策担当 高田

みなさまの大切な土地・建物を、大切に使用してくれる人におつなぎする制度である「白馬村空き家・空き地バンク制度」では、建物・土地情報を公開して住みたい人が申し込む方法と、住みたい人の想いを公開して物件を提供いた

く2つの方法を進めていきます。対象となるのは、土地(売買のみ)、及び、建物(売買及び賃貸)です。

8月中は、本制度の説明会や、専門家(司法書士、宅建士、解体業者)への個別相談会の場で、所有者の方々が抱えている様々な悩み事について聞かせていただきました。「物件をどう処分すればよいのか」「本当に売れるのか」「管理・解体費の捻出が困難だ」「名

義が亡くなった親族になっていくが、どうすればよいのか」等、様々な事情があることを理解しました。

今月から始める試行運用では、建物・土地情報を公開して住みたい人が申し込む方法をまず始めていきます。皆様の所有する土地・建物に関する悩み事の解決策の1つとなれば幸いです。

詳しい制度の説明及び物件登録方法については白馬村行政公式ホームページに掲載しております。役場窓口でも随時相談を承っておりますので、是非ご連絡ください。

空き家・空き地バンクの流れ

物件登録～契約までの流れ

1 登録申込

電子メールもしくは郵送、窓口で登録申込手続きを行ってください。

提出書類

- ・登録申込書(様式第1号)
- ・登録カード(様式第2号)
- ・添付書類 ※詳細は登録申込書をご確認ください

提出書類をもとに、物件情報を確認させていただきます。

2 物件調査

村担当課及び担当媒介業者が物件の調査を行います。

提出書類と物件調査結果をもとに、物件情報をまとめます。

3 情報公開

ウェブサイト及び村担当課窓口にて、物件情報を公開します。

情報を公開するウェブサイト

- ・白馬村行政公式ホームページ
- ・楽園信州空き家バンク・空き地バンク(長野県移住者向け空き家ポータルサイト)

4 物件見学

利用希望者から物件見学の申し込みがあった際は、担当媒介業者が対応します。

※所有者のお立合いは原則不要です
※村担当者が同行する場合もあります

5 交渉・契約

利用希望者から購入や賃貸について申し込みがあった際は、担当媒介業者が交渉・契約を行います。



所有者向けページ



住みたい人向けページ
(物件情報掲載)

お問合せ 白馬村役場 総務課 電話：0261-72-7002

敬老会を開催



9月6日、村内の70歳以上の高齢者を招待して白馬村敬老会をウイング21で開催しました。270名のみなさまにご出席いただき、記念公演では爆笑トークショーをはじめ、伝統芸「和妻」ショー、17歳の歌姫による歌謡ショーが披露されました。

また、出席された方には小学生からの長寿お祝いのメッセージカードも配布され、和やかな雰囲気の間を過ごしていただきました。

お問合せ 白馬村役場 健康福祉課 電話：0261-85-0713

令和6年度 高齢者予防接種について

今年度より新型コロナワクチンの 取扱いが変わりました

白馬村では下記の定期接種(B類疾病)の補助を実施します。予防接種には感染症の予防効果とともに、副反応のリスクがあります。下記を参照いただき、ご理解いただいたうえで接種をご検討ください。

種 類	高齢者新型コロナワクチン	高齢者インフルエンザワクチン
対 象 者	1. 白馬村に住民票がある65歳以上の方(65歳の誕生日以降に接種してください。) 2. 助成期間中に60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓呼吸器障がい又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫不全の方で、身体障害者手帳1級相当の方(60歳の誕生日以降に接種してください)	
助成期間	令和6年10月1日～令和7年3月31日	令和6年10月1日～令和7年1月31日
自己負担額	1,800円	1,200円
予 約	村内の医療機関で接種できます。希望される方は各自で医療機関に予約をしてください。 ※新型コロナワクチンは取り扱いの無い医療機関があります。予約時にご確認ください。	
有 効 性	(mRNA) 高齢者の発症防止や特に重症化防止に有効であるとされています。2023/24シーズン(令和5年秋冬の接種)において用いられたオミクロン株対応1価ワクチン(XBB.1系統)の効果として、新型コロナウイルス感染症による入院を約40～70%程度予防したなどの報告が国内外でなされています。(令和6年7月時点)	高齢者の発症防止や特に重症化防止に有効であるとされています。なお、予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約5カ月間とされています。 
副 反 応	(mRNA) 接種部位の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱などがみられることがあります。まれに心筋炎や心膜炎など重い副反応の報告があります。なお、コロナワクチンは新しい種類のワクチンのため、これまで明らかになっていない症状が出る可能性があります。気になる症状がある場合は医師にご相談ください。  詳細は左記を読み取ってご確認ください。 厚生労働省新型コロナワクチンQ & A	比較的多く見られる副反応は、接種部分の発赤や腫れ、痛みなどで、通常は2～3日でなくなります。一方で、まれに重い副反応の報告がありますので、気になる症状がある場合は医師にご相談ください。  詳細は左記を読み取ってご確認ください。 厚生労働省インフルエンザワクチンQ & A

※令和6年度新型コロナワクチンについては供給される約8割は従来のmRNAのワクチンです。新たに下記の2社がそれぞれ薬事承認されています。詳細は下記の2次元コードを読み取ってご確認ください。

※どのワクチンが使用されるかは各医療機関にご確認ください。

<新たな種別のワクチン>

次世代mRNAワクチン(レプリコン)「コスタイベ筋注用」

Meiji Seika ファルマ株式会社

組換えタンパクワクチン「ヌバキソビッド筋注」武田薬品工業株式会社



第2回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会研究開発及び生産・流通部会 季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの製造株について検討する小委員会資料

※期間内に同じ種類の予防接種を2回以上打つと副反応が強く出る可能性があり、2回目以降は助成の対象から外れるため全額自己負担となります。接種日にお薬手帳などへ予診票や接種済証などを貼ったり、写真を撮ったりメモをするなど工夫して、重複接種にご注意ください。

※助成対象の方以外は任意接種(全額自己負担)になります。ご希望の方は医療機関にご相談ください。



お問合せ 白馬村役場 健康福祉課 電話：0261-85-0713



ご注意を！相続登記に落とし穴？

相続登記の義務化

亡くなった人が不動産を所有していた場合、不動産の名義変更が必要になります。この名義変更の手続きを「相続登記」といいます。これまでは罰則も無く相続登記を申請するかどうかは相続人の任意とされていましたが、令和6年4月1日からはこの相続登記が義務化されています。不動産を相続した日もしくは相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内に、法務局で相続登記の申請を行う必要があります。

相続登記の落とし穴

白馬村内に先祖代々多くの土地を所有している方がいざ相続登記の申請をしようと考えたとき、頼りになるのは毎年お送りしている固定資産税の課税明細書ではないでしょうか。しかしながらこの課税明細書、所有している全ての土地について記載しているわけではありません。地域の中で昔から複数の方で所有している農地や山林など「持ち分〇分の」という様な共有地については、課税明細書は代表者あてにしか送付していません。また、非課税である土地や、複数の共有地の課税標準額をすべて足し上げても免税点未満の場合は、

代表者にも課税明細書をお送りしていません。

白馬村役場税務課では、課税台帳とは別に登記名義の一覧を専用のパソコンで閲覧できるようにしています。（閲覧手数料：300円）

お手元に届いた課税明細書（納税通知書）に記載されている土地以外にも親族で代々所有している土地はないか、祖父や祖母、それ以前の代で共有者の一人として所有していた土地についての相続登記は漏れなく済んでいるだろうか、そんな不安やご心配のある方は役場税務課へご相談ください。

納税通知書への反映

固定資産税は1月1日に不動産を所有している方が納税義務者となります。相続登記のみならず、売買や贈与により登記名義人を変更する場合、法務局での受付日が1月2日以降だと、翌年度（令和7年度）の納税義務者は前所有者のままになります。

法務局は年末年始は閉庁していますので、登記名義人の変更を翌年度の固定資産税へ確実に反映させたい場合は、12月中に法務局での申請を済ませられる様、早めに手続きを進められることをお勧めします。

お問合せ 白馬村役場 税務課 電話：0261-85-0712

多重債務無料相談会

消費生活センターで多重債務など借金に関する無料相談会を開催します。弁護士・司法書士による相談を無料で受けられます。

借金問題でお困りの方は、この機会に相談窓口へお出かけください。

面談は事前予約が必要です。事前に左記の予約先へお電話ください。

（※予約は11月11日（月曜日）までの土・日・祝日を除く8時30分～17時の間に受け付けています。）

〇日時

11月12日（火曜日）10時～17時

〇会場

（予約・お問合せ先）

・ 中信消費生活センター

電話：0263-40-3660

（県松本合同庁舎4階）

〇その他

事前の予約はご本人でなくとも構いませんが、当日はご本人に在所していただきます。

村税・料金の お支払い期限

10月納期の 村税及び 料金	納期限	口座 振替日	納付方法・納付場所			
			現金払い (金融機関及び役 場会計室)	現金払い (コンビニエンス ストア)	口座振替	クレジットカード決済※
村民税 第3期分	10月31日 (木曜日)	10月25日 (金曜日)	○	○	○	○
国民健康保険税 第5期分			○	○	○	○
後期高齢者医療保険料 第3期分	10月25日 (金曜日)	10月25日 (金曜日)	○	○	○	○
上下水道料 10月請求分			○	○	○	○

※：クレジットカード決済には、別途税額に応じた手数料がかかります。

お問合せ 白馬村役場 税務課 電話：0261-85-0712 住民課 電話：0261-85-0715 上下水道課 電話：0261-85-0714



村職員人事行政の運営状況をお知らせします

村の人事行政を村民の皆さんに理解していただくために、「白馬村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員数や給与、服務などの状況について公表します。

●職員の任免および職員数の状況

▼部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	令和6年度 職員数	令和5年度 職員数	前年比	増減理由
一般行政※1	81人	79人	2人	育休代替職員の 臨時的任用
教育※2	14人	14人	0人	増減無し
公営企業等※3	9人	8人	1人	退職による 人員補充
合計 (定数)	104人 (115人)	101人 (115人)	3人	育休代替職員の 臨時的任用・ 退職による人員補充

※1 議会、総務、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の職員総数

※2 教育委員会に係る職員数

※3 国民健康保険事業、下水道事業、水道事業などの職員総数

※合計欄の「定数」は白馬村職員定数条例に規定する定数

▼採用及び退職の状況 (各年4月1日現在)

区分		令和6年度	令和5年度
採用	新規採用	8人	6人
	新規再任用	0人	4人
	育休代替職員の臨時的任用	2人	0人
	計	10人	10人
退職等	定年退職		0人
	自己都合		5人
	再任用職員の上限年齢到達		2人
	育休代替職員の任用終了		0人
	計		7人

●職員の服務の状況／職員の勤務時間その他勤務状況／職員の休業に関する状況

▶勤務時間 午前8時半～午後5時15分 (週38時間45分)

※休憩時間は正午～午後1時です。

▶年次休暇の取得状況 (令和5年中) 平均10.2日

▼育児休業の取得状況 (令和6年4月1日現在)

区分	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満
男性	0人	0人	0人
女性	3人	2人	0人

●職員の福祉及び利益の保護の状況

▼健康診断などの実施状況 (令和5年度)

区分	人数など
健康診断受診者数	63人
人間ドック受診者数	30人
がん検診受診者数	10人
公務・通勤災害の認定数	1件
不利益処分に関する不服申し立て	0件

●職員の給与の状況

▼人件費 (一般会計決算)

区分	住民基本台帳 人口	歳出額	人件費	人件費率
令和5年度	R6.3.31現在 8,739人	69億1,596万 4千円	10億2,679万 6千円	14.8%

※議員報酬、委員報酬、特別職報酬等を含みます。

▼福利厚生事業

地方公務員法第42条に基づく職員の保健、元気回復その他厚生事業に関する事項を実施するため、福利厚生のための団体「白馬村職員互助会」を条例に基づき設置し独自事業を実施するとともに、「長野県市町村職員互助会」への事業委託により福利厚生事業を実施しています。

村職員(104人)は互助会会費として給料月額1,000分の4.8に相当する額(令和5年度182万6千円)を納め、村からは互助会負担金として給料月額1,000分の2.3に相当する額等(令和5年度884千円)を負担しています。

※上記会費の内給料月額1,000分の2.8(令和5年度107万7千円)を個人会費として、また上記負担金の内給料月額1,000分の2.3(令和5年度88万4千円)を負担金として長野県市町村職員互助会に納めています。

※互助会には白馬村社会福祉協議会及び白馬山麓環境施設組合職員も加入しており、上記の会費・負担金からは省いて計上してあります。

●職員の研修の状況 (令和5年度)

区分	研修内容	修了者数
職員全体研修	ホスピタリティ研修	91人
職員全体研修	DX基礎セミナー	58人
職員全体研修	例規システム操作研修	14人
長野県市町村職員研修 センター等研修	各種研修 (一般職員研修、ゼロカーボン研修、 法務執務基礎研修等)	108人

●職員の分限及び懲戒処分の状況 (令和5年度)

区分	人数
分限区分※1	0人
懲戒区分※2	1人

※1 職員が職責を十分に果たせない場合に、公務の能率維持などを目的として行う、降任、免職、退職、降給の処分

※2 職員の義務違反などがある場合に、公務における規律と秩序維持を目的として行う、戒告、減給、停職、免職の処分

●職員の人事評価の状況

地方公務員法の改正により、平成28年度から人事評価制度が法律上の制度として義務付けられました。人事評価は、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するため、公正かつ定期的に行わなければならないこととされています。

本村においても、「白馬村職員人事評価実施規程」により、評価基準の明示や評価結果の本人への開示などの仕組みを導入し、評価の観点として「能力評価」と「業績評価」の両面から評価して、人事管理の基礎とすることを定めています。

取組状況としては、公正な評価の確保のために評価者を対象とした研修会を実施しており、処遇反映については、令和5年12月の勤労手当及び令和6年1月の昇給から行っています。

▼職員給与費 (一般会計予算)

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計(B)	
令和6 年度	97	3億2,193万 1千円	6,195万 5千円	1億2,442万 9千円	5億831万 5千円	524万円

※職員手当には退職手当を含みません。

※一般会計上の職員数のため、全職員数と異なります。



▼職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢
(令和6年4月1日現在)

区分	一般行政職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
白馬村	29万4千円	33万円*	40.1歳

※給与月額は、給料月額に扶養手当、住居手当、時間外手当などの諸手当を加えた額です。

▼職員の初任給
(令和6年4月1日現在)

区分	白馬村
一般行政職	大学卒 196,200円
	高校卒 166,600円

▼特別職給料、議員報酬の状況
(令和6年4月1日現在)

区分	月額	期末手当
村長	696,000円	6月期 1.70月分 12月期 1.70月分 計 3.40月分
副村長	591,000円	
議長	304,000円	
副議長	240,000円	
議員	216,000円	

▼その他の主な手当
(令和6年4月1日現在)

区分	支給内容		
扶養手当	○扶養親族たる子／１人につき月額 10,000 円（16 歳～ 22 歳は 5,000 円加算） ○扶養親族たる子以外の扶養親族／一人につき月額 6,500 円		
寒冷地手当 （11 月～翌年 3 月）	○世帯主である職員で扶養親族のある者／月額 17,800 円 ○世帯主である職員で上記以外の者／月額 10,200 円 ○その他の職員／月額 7,360 円		
住居手当	○住宅（貸間を含む）の借り受け、家賃月額が 16,000 円を超え 27,000 円以下の場合／月額上限 11,000 円 ○住宅（貸間を含む）を借り受け、家賃月額が 27,000 円を超える場合／月額上限 28,000 円		
通勤手当	○交通機関等利用の場合／通勤に要する運賃相当額（月額上限 55,000 円） ○交通用具使用者の場合／片道 2 k m 以上で月額 2,300 円から（上限は片道 60 k m 以上の場合で月額 31,600 円）		
管理職手当	部局	職	支給額
	村長部局	総務課長	50,800 円
		参事兼課長	46,900 円
		総務課長以外の課長又は会計室長	43,100 円
		総務課長補佐	39,100 円
	企業職員	事務局長	43,100 円
	選挙管理委員会事務局	事務局長	43,100 円
	議会事務局	事務局長	43,100 円
	監査委員事務局	事務局長	43,100 円
	農業委員会事務局	事務局長	43,100 円
教育委員会事務局	事務局長	43,100 円	
※村長部局の課長と行政委員会の事務局と兼務している場合は一の管理職手当のみ支給。			
特殊勤務手当	○伝染病防疫手当	1 回 1,000 円	
	○危険作業手当	1 回 1,000 円	
	○行旅病人取扱手当	1 件 1,000 円	
	○行旅死亡人取扱手当	1 件 3,000 円	
	○野犬捕獲手当	1 回 500 円	
	○有害鳥獣駆除手当	1 回 1,000 円	

▼時間外・休日出勤手当 (令和5年度一般会計決算)

区分	金額
支給実績	1,988 万 5 千円
職員一人当たりの平均	20 万 3 千円

●職員の手当の状況／職員の退職管理の状況

▼期末手当、勤勉手当
(令和6年4月1日現在)

区分	支給割合				計
	6 月期		12 月期		
	期末	勤勉	期末	勤勉	
4 級以下	1.225 月分	1.025 月分	1.225 月分	1.025 月分	4.50 月分
5 級以上	1.025 月分	1.225 月分	1.025 月分	1.225 月分	4.50 月分

▼退職手当
(令和6年4月1日現在)

区分	支給割合			
	20 年勤続の者	25 年勤続の者	35 年勤続の者	その他の加算措置
支給率等	24.586875 月分	33.27075 月分	47.709 月分	定年前早期退職特例措置 (3%～45%)
国の制度 (支給率等)	24.586875 月分	33.27075 月分	47.709 月分	定年前早期退職特例措置 (3%～45%)

▼一般行政職の級別職員状況

(令和6年4月1日現在)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
標準的職務名	主事	主任	主査・主幹	係長・課長補佐	課長	課長・参事
職員数	13 人	6 人	13 人	18 人	9 人	3 人
構成比	21.0%	9.7%	21.0%	29.0%	14.5%	4.8%

※一般行政職とは、税務職、看護・保健職、福祉職、企業職などを除いたものです。
※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する職名です。
※再任用職員を除いた職員数です。



水道料金改定のお知らせ

Q どうして今、水道料金を値上げするの？

A 老朽化した水道施設の更新や耐震化を行う財源を確保するためです。

安全で安心な水道水を安定して供給していくことが水道事業の責務です。

村内の水道施設は、建設から40年以上経過し、施設の劣化は日々進行しています。安全で安心して飲める水道水を、将来にわたって安定して供給していくためには、老朽化した管路や二股浄水場をはじめとする施設の更新・耐震化を計画的に行っていく必要があります。

そのため、令和6年度から令和15年度までの投資（建設改良）計画を策定したところ、今後10年間で約41億円の投資が必要となることが明らかになりました。

あわせて、中長期的な経営見通しを試算したところ、健全な財政状況を維持しつつ、老朽化する施設の更新を着実に実施するためには、料金改定をお願いすることがどうしても必要であるとの判断に至りました。

これまで白馬村の水道料金は、消費税関係の値上げを除き実質40年以上据置でした。

物価高の中、この度の水道料金の値上げにより皆さまにご負担をおかけして申し訳ありませんが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



【配水管の漏水】



【楠川水源】

Q どうして水道施設の更新に約41億円ものお金がかかるの？

A 白馬村は、中山間地域に集落が点在し、浄水場の他に取水施設や配水池など25もの水道施設があります。これらの水道施設を結び、皆さんに水道水を届けるための水道管の長さは約203kmになりますが、その内の34%に相当する70kmが法定耐用年数である40年を超えて使用されています。これらの管路を、水を止めずに更新していくためには費用と時間がかかります。

また、建設から40年以上経過し耐震化が必要な二股浄水場は、令和10年から更新事業に着手する予定です。二股浄水場の更新費用を試算したところ約26億円かかる見込みで、更新費増大の主な要因となっています。

(1 か月当たり、税抜き)

メーター	基本料金	従量料金（水量区分ごとの 1m ³ 当たり単価）			
口 径		～ 5m ³	6 ～ 30m ³	31 ～ 70m ³	71m ³ ～
13mm	1,670 円	65 円	140 円	160 円	170 円
20mm	2,150 円				
25mm	3,320 円				
30mm	6,320 円	140 円			
40mm	10,400 円				
50mm	19,300 円				
75mm	42,900 円				

◎口径別料金体系となり、口径毎に基本料金が設定されます。

◎基本料金に一定の使用水量を含める基本水量制を廃止します。(現行の料金表では月 5m³を付与)

料金の算定方法

例：口径 13mm で月 15m³を使用した場合【1 か月当たり】

基本料金 1,670 円 + (従量料金 65 円 × 5 m³) + (従量料金 140 円 × 10 m³) + 消費税
= 3,730 円

いつから値上がりするの？

令和 7 年 1 月請求分から水道料金を改定します

老朽化した水道施設の更新費用の負担を将来に先送りせず、今後も安全で安心な水道水を安定的に供給するため、令和 7 年 1 月 1 日(1 月請求分)から水道料金を改定します。なお、下水道使用料につきましては、据え置きとなり改定はありません。

10 月中旬に発送している「水道料金納入通知書」に同封しているチラシに、改定前・改定後の料金比較として、実際の値上げ額を記載しています。あわせてご確認ください。

口径変更のご相談は・・・

口径を変更する場合は、給水装置の改造申請が必要です。

例えば、以前に旅館業を営んでいたことから口径が 25mm だけれど、今は旅館業もやめてしまったので口径を小さくしたい等、ご相談がありましたら上下水道課 管理係へご連絡ください。

水道料金改定の詳細は・・・

白馬村行政公式ホームページをご覧ください。

暮らし・手続き



上下水道



水道料金改定のお知らせ

〈水道料金の改定〉



第27回 白馬村の農林業（木流川と親しむ会）

木流川は、一級河川松川から取水し、八方地区から姫川へ流れ出る全長約5kmの農業用排水路です。江戸時代後期に開削された人工河川で、白馬山麓で切り出した薪を下流の集落まで流したことから「木流川」と呼ばれるようになったと言われています。平成12年に、長野県の土地改良事業で、河川管理道路を兼ねた散策路やビオトープ、広場等を整備しました。以来、地域住民や地域の子ども達をはじめ、観光客等、多くの方に親しまれています。木流川は、長い年月を経て、水辺や周辺の水田、林などに色々な生き物を育み、山岳域から種が流れ育った草花と針葉樹と広葉樹が入り混じった針広混交林を形成しています。

1. 木流川と親しむ会

（会長：増井恵子 担当：農政課）

「木流川と親しむ会」は発足から24年となる団体です。会員は、結成当初、村民中心でしたが、近年は村外の会員もいます。木流川周辺の保全活動や観察会、調査、学習活動に取組んでおり、地域や行政と連携し、春の木流川清掃や青鬼の堰普請等にも参加しています。特に保全活動では、広場（通称：らくだ山）周辺の芝生管理に力を入れており、楽しみながら地域の環境整備に貢献しています。

2. 講演会&散策会

令和6年9月8日に「白馬の自然の楽しみ方・未来への残し方」を考えるため、講演会と散策会を開催し、村内外から約50人の参加がありました。

講演会は、2名の講師を招きました。荒井章司先生（金沢大学名誉教授）からは、「自然環境を考えるー自然環境とは何か」について、岩石や地質を地球の歴史の視点から講演いただきました。伊藤健先生（植物自遊人）からは、「足元に息づく白馬の自然の魅力」について、多くのスライドを用いて講演いただきました。

散策会は、木流川のほとりの山野草や樹木の観察をしながら歩きました。



講演会



散策会



先人の知恵と労力

木流川は、時を経ても白馬の山並み、周辺の田畑、水辺の木々、草花と一体となった風情を残しています。林内の明るさ暗さ、草花を観察しやすいように散策路が整備されています。どなたでも利用できますが、歩行者優先で、自転車の押し歩き、徐行にご協力願うとともに、民有地への侵入はしないようにお願いします。



3. ナラ枯れ発生

近年、村内では大きなナラ類が枯れる「ナラ枯れ」が発生していますが、木流川付近では今年9月に発生しました。8月下旬に健全に見られたナラが、9月上旬に急に枯れ始めました。ナラ枯れは、江戸時代からある樹の病気で、樹が若返りを求めているとも言えます。

村では、利用者の安全のために、伐倒くん蒸処理（被害木を玉切りし、専用シートに包み、シート内でガス化した薬剤を材内に浸透させ病虫害を駆除する対処処理）、樹幹注入処理（健全な守りたい樹に穴をあけ、専用薬剤を注入し、対象病虫害を駆除する予防処理）を実施しています。



伐倒くん蒸処理



樹幹注入処理



お問合せ 白馬村役場 農政課 電話：0261-85-0766



令和6年 白馬村ナラ枯れの現地検証及び対策会議について

令和6年8月29日に専門家を招き、現地検証、対策会議を実施しました。

1. 状況

本村のナラ枯れは、平成21～27年度に発生終息し、令和2年度に再発生しました。全国的に増加傾向で、北アルプス管内では白馬村、小谷村の発生が目立ちます。

森林経営管理法では、森林所有者の責務として、自然的社会的諸条件に応じた適切な経営管理が明記されていますが、村では令和3～4年度はリスク対策として、住民や観光客等に危険が及ぶ可能性があるナラ枯れは、森林整備基金の取り崩しや農政課直営施行により、伐倒くん蒸処理及び樹幹注入等の実施、林業事業体では、県事業により更新伐(岩岳西山遊歩道 約3ha)を実施しました。令和5年度からは、住民要望に基づき専門家による対策会議の意見を参考に、リスク対策とともに景観対策として、人が容易に近付くことの出来ない奥山のナラ枯れ処理を実施しました。

また、被害木の利活用として住民への薪配布やマウスパッド製作等に取り組みました。なお、財源調達のために、国県補助事業の導入や、ガバメントクラウドファンディング※も活用してきました。

2. 処理実績(R6.9.12現在)

処理本数及び 処理費用	年度及び対策区分				計
	令和3年度 (リスク対策)	令和4年度 (リスク対策)	令和5年度 (リスク対策)	令和6年度 (前年度繰越 (景観・リスク 対策))	
①どんぐり区内・展望台	16	43	69	58	186本
②岩岳遊歩道	130	37	17	557	741本
③新田地区森林(奥山)				824	824本
④農政課直営(伐倒くん蒸・薬剤注入)	約30	約50	約50	82	約212本
⑤岩岳索道事業者			40		40本
計	176	130	136	1,561	約2,003本
処理費用	3,322	3,286	6,846	9,459	22,913千円

3. 検証と今後の対策

(1) 検証

- ① 県内ナラ枯れは、平成16年がピークで一旦終息。県外でも発生と終息を繰り返している。
- ② ナラ類の適齢伐期は20年。被害木は伐期を大幅に超えている。更新伐が有効手段。
- ③ 令和5年以降、全国的に被害増加傾向。

(2) 今後の対策

- ④ 樹中にカシノナガキイムシが生息しており温暖化により虫が活発になる。
 - ⑤ 特にミズナラは弱く、同樹が多い白馬村では被害顕著。コナラは強く、復活した事例あり。
 - ⑥ 松川より北側は激害地域、南側は微害地域と言える。
 - ⑦ 和田野地区では地域主体で薬剤防除したところ、被害拡大を防ぐ一定の効果があつた。
 - ⑧ 被害縮減のため景観対策を実施したが、被害を防げなかった。費用対効果を考えるべき。
 - ⑨ 全ての樹の防除は不可能。地域住民による守るべき樹(リスク管理等)の選定必要。
 - ⑩ 現状勘案すると、激害地域のくん蒸処理は効果が薄い。
 - ⑪ 県の森林簿によりナラ等広葉樹本数を考慮すると、処理実績は全体の0.27%程度。
- ② 村は全ての樹を防除できないことを踏まえ、公有管理地を中心に対応するが、民有地は住民や観光客等への影響を考慮し、危険な個所を中心に支援する。
- ③ 微害地域では被害拡大を防ぐため、薬剤樹幹注入及び伐倒くん蒸を地域と連携して行う。



秋の福祉の職場説明会・就職相談会

福祉分野における職場説明会・就職相談会が開催されます。各事業所の相談ブースにて、採用予定や職場の雰囲気などが直接聞けます。ご興味のある方はぜひご参加ください。対象者は福祉分野での就職希望がある、または関心のある方です。(経験・資格・年齢等は問いません。)

日時：11月8日(金曜日) キッセイ文化ホール(松本市水汲69・2)
11月15日(金曜日) メトロポリタン長野(長野市南石堂町1346)
両日とも 午後1時30分から午後3時30分まで(午後1時受付開始)

事前登録 申込フォーム：
<https://ws.formzu.net/dist/S60903391/>

※事前申込してなくても当日参加いただけます。
※託児はありますが開催日2週間前までに申込が必須となります。

※参加法人一覧は、「信州福祉・介護のひろば」(<https://fukushi-nagano.jp/>)にて掲載されています。



信州福祉・介護のひろば



お問合せ 社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター 電話：026-226-7330

白馬村食育ボランティアを募集しています

村では食育活動の推進を図るため、地域から家庭、個人に対し、食に関する知識や技術を活かした講習や実習等様々な食育活動を実施していただける『食育ボランティア』を募集します。食に興味のある方、ボランティア活動に関心のある方、大勢の皆さまからのご応募をお待ちしています。

◆応募要件

白馬村食育推進計画の趣旨、並びに食育ボランティアの役割について理解、賛同し、地域において食育活動を実践できる者、若しくは団体

◆登録方法

①役場 健康福祉課にある「登録申請書」に必要事項をご記入のうえご提出ください
(「登録申請書」は白馬村行政公式ホームページからも印刷できます)

②登録証の交付をもって食育ボランティアとして登録完了！活動要請がありましたら日程等をご案内し、食育活動にご協力いただきます

◆おもな活動内容

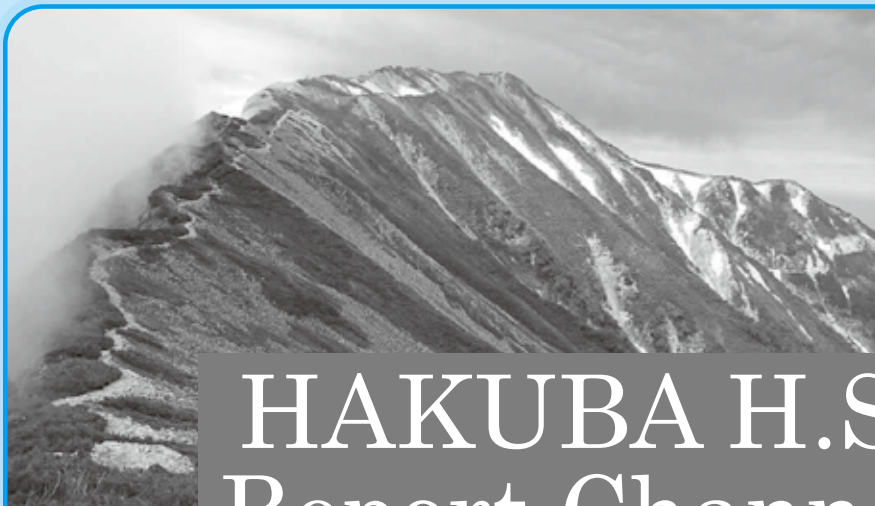
- ・お年寄り世帯に年3回届ける季節のお弁当づくり
- ・おやき、やしうま等の郷土料理を作り子どもたちへ伝える
- ・ボランティア会員の技術向上を目的とした講習会



詳しくは 役場 食育ボランティア事務局 までお気軽にお問合せください☆

お問合せ 白馬村役場 健康福祉課 食育ボランティア事務局 電話：0261-85-0713





HAKUBA H.S. Report Channel

白馬高校レポートチャンネル

令和6年9月18日(第188号)

発行: 白馬高校 教務係

TEL 0261(72)2034(代表)

ホームページも
ご覧ください⇒



白馬
高校

7月27日 体験入学

体験入学がありました。県外からも多くの生徒を受け入れている白馬高校の教育環境や施設、授業や雰囲気肌で体験できる貴重な機会です。今年は24人の生徒、保護者が訪れました。保護者の方に向けて、白馬高校の紹介・生徒のいきいきとした活動をまとめた動画を観ていただきました。その後子供たちは事前に選択した教科・科目の授業体験を行いました。授業風景を覗くと、初めて会う先生や同学年の子供、保護者の前でも物おじせず発言し、授業を楽しんでいる様子が垣間見えました。授業体験の後は部活動の説明・体験を行いました。山岳部やバドミントン・茶道部などを見学し、保護者の方や子供たちも楽しみながら、時には笑顔を見せながら参加していました。部活動見学の後は寮やしろま塾の見学が行われ、入学後の生活をイメージするために、積極的に質問をしている保護者の方もいました。



クライミング体験

8月29、30日に予定されていた1学年登山が台風の影響で中止になり、その代替として白馬乗鞍交流センターにてロープクライミング体験を行いました。貴重な体験でありながらも危険も孕んでいるためハーネスやカラビナの付け方の講習を行いクライミングに挑みました。コースは全5つあり、難易度や過去の経験によって分けられていました。壁から突き出したホールドを掴んだり、足場として使ったり、人によって異なるホールドを用いて頂上を目指していました。校内ではあまり関わりがない生徒が登っている時や、頂上に到達した時の声援やねぎらいが印象的でした。生徒の間では実際の登山を楽しみにしていたという話も多くありましたが、今回の経験を経て生徒同士の関係が深まったことは良かったと感じました。



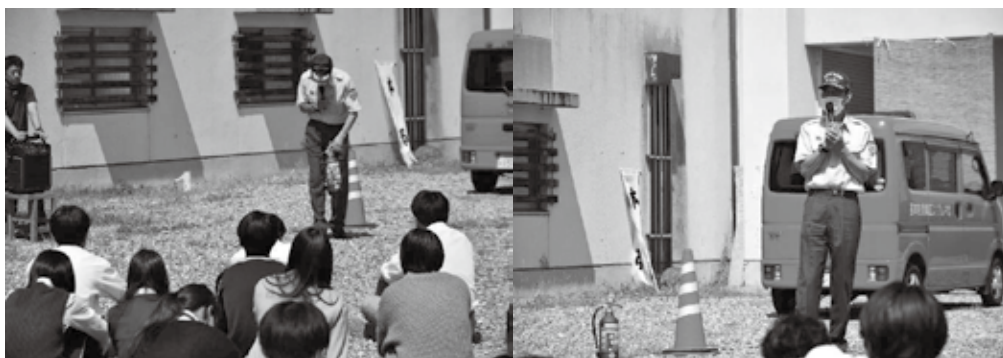
立会演説会

9月11日（水）立会演説会がありました。選挙管理委員会による進行のもと、推薦責任者が候補者の紹介をしていきました。各候補者の演説の後、3年生からの「現生徒会の課題はなにか」「今後どのように盛り上げていきたいか」といった鋭い質問が目立ちました。推薦責任者・候補者の演説をしている時の表情や雰囲気は友達や先生方と砕けた話をしている時のそれとは異なり、真剣そのものでした。その表情から新たな生徒会、白馬高校かける想いが伝わってきました。投票から数日、開票の結果は候補者全員信任を得て、当選しました。しかし、当選はスタートラインにたったばかり、白馬高校をどのように改変していくかは生徒会執行部を中心とした全生徒にかかっています。全力で笑い時には失敗をし、自分たちの生徒会を創り上げてほしいです。



防災訓練

9月4日（水）、防災訓練が行われました。北アルプス広域北部消防署員の方を講師としてお招きし、講話をいただきました。屋外で日常の火気の取り扱いや危険性についてお話をお聞きし、晴天だったため日差しが厳しい日でしたが、生徒たちは熱心に話を聞いていました。講話の後、代表生徒による実際に消火器を用いた消火訓練を行いました。万一の時に備えて意識を高めたり、身の回りにあるものを使って消火活動をする術を身に付けられたと思います。



私立高等学校生徒奨学補助金

白馬村では、私立高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在学する生徒の奨学と保護者負担の軽減を図るため、補助金を交付します。

対象者

基準日において、白馬村に住所を有する保護者で、お子さんが長野県内の私立高等学校に在籍している者であること。（基準日：補助を受けようとする年度の10月1日）

※ただし、保護者及び同一世帯員で村税等の滞納がある場合は該当になりません。

補助金額

生徒一人あたり年額20,000円

申請方法

「白馬村私立高等学校生徒奨学補助金交付申請書」に必要事項を記入し、「在学証明書」を添付して白馬村教育委員会教育課に提出する。

提出期限

教育委員会が定める日時。

その他

対象者には申請書を送付しますが、申請書が届かない場合は教育委員会へご連絡ください。（申請書は、10月に送付予定です。）

お問合せ 白馬村教育委員会 教育課 電話：0261-85-0738

令和6年度

白馬村ひきこもり サポーター養成研修

要事前申込み

参加費無料

ひきこもりのご本人やご家族に対して、訪問等により支援するひきこもりサポーターを養成します

日時 令和6年11月21日（木曜日）

時間 10時～16時

会場 白馬村役場2階

201・202会議室

次の要件を満たす方

（1）ひきこもりサポーターとして、ご本人及びご家族

のよき理解者として接しようとする方・支援を学びたい方・理解を深めたい方

（2）ひきこもり支援の関係機関と連携を図り活動できる方

内容 ひきこもりサポーターとして、ひきこもりに関する基本的な理解と関わり方



お申込みはこちらの
二次元コードから！



締切 令和6年11月8日（金曜日）まで

お申込み・お問合せ 白馬村役場 健康福祉課 健康づくり係 電話：0261-85-0713

やさしくわかる 成年後見制度

『成年後見制度』とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分ではない方に援助者（「成年後見人等」）を家庭裁判所が選任し、法的に支援する制度です。支援の必要な人が制度を活用するきっかけとなる講演会を開催します。

【日時】

11月18日（月曜日）14時～16時

【会場】

保健福祉ふれあいセンター2階学習室

※大町市のメイン会場とオンライン接続し、同時配信します。

【講師】

長野弁護士会ひまわり長野弁護士 塩野悠子氏

【その他】

参加無料、事前申込み不要

お問合せ 北アルプス成年後見支援センター（大町市社会福祉協議会内）
電話：0261-22-1550 E-mail：seinenkouken@omachishakyo.org



児童手当制度の改正について

◆主な改正内容

- ・所得制限の撤廃
- ・支給対象期間を高校生年代まで延長
- ・多子加算(第3子以降)の増額および算定対象の拡充
- ・支給月が年3回から年6回(偶数月)に変更

◆新規認定申請が必要な方

- ・所得上限限度額以上のため、現在児童手当を受給していない方
- ・中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の子を養育している方

◆監護相当・生計費負担についての確認書が必要な方

- ・大学生年代の子を含めて3人以上の児童を養育している方
- ※ただし、該当する年齢の児童がいても、養育されていない場合(児童自身で生計を立てている)は提出不要です。
- ※監護相当・生計費負担についての確認書については、10月初旬に対象者に申請案内を送付します。

◆申請ができる方(受給資格者)

児童手当支給対象児童を養育する父母等のうち、主たる生計

の維持者(所得が高い方)

※公務員の方は勤務先で申請してください。

◆申請が不要な方

現在、児童手当(特例給付含む)を受給しており、中学生以下の児童のみを養育している方

◆提出期限

10月31日(木曜日)まで
※期限を過ぎた場合は、制度改正後の初回支給日(令和6年12月)に支給できない場合があります。ありますのでお早めに申請をお願いします。



お問合せ 白馬村子ども家庭センター (白馬村教育委員会子育て支援課内) 電話：0261-85-8101

しろうま保育園の秋の一日

私たちの住む白馬村は、四季がはっきりしていて自然がとても豊かです。これからの時期しろうま保育園では、園外での遊びや野山へ出かけ、丈夫な体づくり、感性を育て自然の中でイメージして遊べることを願って保育をしています。

野山を走り回ったり、凸凹道を歩いたりすることで全身を使い、五感を使って直接触れて遊びます。その中でも虫とりは目と手の協応運動でもあり、目や指先には学習の基礎となる集中力が培われます。

子どもたちは自然という環境やたっぷりとした時間を与えると遊び込むことができ、新しい遊びを考え出す創造性やあそびを通しての仲間づくりもできていくのです。自然の中で十分に遊び、心も体も充実できたらいいですね。

そんな自然の中にただ子どもを連れ出すだけではなく、まずは大人が声をかけて気づかせてあげることが大切です。例えば「風が冷たいね」「お山が白くなったね」「落ち葉のじゅうたんだね」など身近な自然に目を向けて、子どもの目の高さに立って感動することで「感じる心」が育っていきます。子どもたちのつぶやきにも耳を傾け、共感することで自信につながります。

「自ら主体的になって活動する」姿に、日々感動とワクワクを共有し、白馬の自然の中で保育できる幸せ、白馬の自然で十分に遊べる有難さを感じながら保育していきたいと思っています。保育士も楽しむ中で子どもたちの気づき、興味を大切に、これからも身近な環境を活かしながら、しろうま保育園ならではの体験や経験を通して、将来大切な地元を愛せる子どもたちに育って欲しいと思っています。



お問合せ 認定保育園しろうま保育園 電話：0261-72-3088



外国籍従業員の

転入等の手続き方法のご案内 （外国籍の方を雇用する事業所向け）

住民課では例年、冬季に外国籍の方を雇用している事業所に向けて転入等の手続きについて案内を送付しています。外国籍の方を雇用する事業所は事前にご連絡をいただければ案内を送送いたしますので、住民課までご連絡ください。

○住民登録が必要な方

中長期在留者の方（在留カードを交付された方）は、引っ越しの日から14日以内に住民登録をしてください。

○転入等の手続きについて

冬期間は窓口が大変混み合います。時間に余裕を持ってお越しください。

また、人数が多い場合は転入者本人ではなく事業所の代表の方が代理人として来庁していただくようお願いします。
※日本語の話せる方の方が対

手続き方法については
こちらから↓



応が早くできます。
詳しい手続き方法については、次の二次元コードまたは白馬村役場住民課から送付される案内をご確認ください。

お問合せ 白馬村役場 住民課 電話：0261-85-0715

冬期間の雑排水及び し尿汲取りの受付期間について

雑排水汲取りについて

雑排水を年度内に汲取る場合の受付は、11月末で終了します。それ以降の受付は翌年4月以降の汲取りとなります。（降雪時期によっては受付終了が早まる場合があります。）

し尿汲取りについて

し尿の汲取りは、冬期間でも実施します。

年末に近づくにつれて申込みが集中します。汲取りを希望される方は、早めに申込みをお願いいたします。申込みが遅くなりますと、すぐに汲取りの対応が出来ない場合があります。

し尿汲取りの注意点

- ・冬期間は積雪・道路事情等により作業が予定どおり実施できない場合があります。
- ・積雪がある場合は、便槽及びその周辺の除雪をお願いします。
- ・便槽の中に生理用品、ビニール類、スリッパ等捨てないでください。

雑排水及びし尿の汲取り申込み先

（地区名、住所、氏名、電話番号をお伝えください）

（有）山田商会（一般廃棄物処理業許可業者）

- ・電話 0261-23-4446
- ・受付時間（平日のみ）
 - ①午前8時から正午まで
 - ②午後1時から午後5時まで

お問合せ 白馬村役場 住民課 電話：0261-85-0715



白馬村地震総合防災訓練

9月14日(土曜日)、白馬村多目的研修集会施設で行いました。

本年は神城断層地震から10年が経ち、改めて村民の防災意識の向上を図るため行いました。朝7時から自宅まで誰でも気軽に参加できる『白馬村一斉地震行動 シェイクアウト訓練』も実施し、日頃の防災対策を確認していただき、消防団は地震警戒後に自然水利を使い総延長1kmを超える中継送水訓練を行いました。

当日は防災士会長野県支部長の大久保講師をお招きし、白馬村の防災用品や、ダンボールベッド、緊急時のトイレなどを住民が組み立て体験しました。

その後のブース巡回型の訓練では講師である消防署員と白馬村消防団北部分団、NTT東日本の方々の指導のもと、救助訓練、救護救命処置訓練、初期消火訓練、濃煙体験、災害用伝言ダイヤル体験を行いました。また、赤十字奉仕団による炊き出しや、地震体験車を使用した訓練が行われました。

今回の訓練を通じて、一人ひとりが普段から防災意識を高めていくことが減災・防災には非常に大事であると再認識できました。



お問合せ 白馬村役場 総務課 電話：0261-72-7002

古紙回収のお知らせ

しろうま女性会では、次の日程で古紙回収を行います。

日時：11月6日(水曜日)

午前8時～午前9時

場所：ウイング21駐車場

○回収するもの

パンフレット(糊付け、ホチキスは取外し不要です)・カレンダー(金具は外してください)・はがき・名刺・白地印刷物・シュレッダーくず・ノーカーボン紙・感熱紙

○古紙の出し方

- ・回収業者指定の箱もしくは段ボール箱に入れ、クラフトテープで止める。
- また、紙ひもで縛るか紙袋に入れる。
- ・シュレッダーくずはビニール袋に入れてください。

今回の回収は毎週火曜日に行われるリサイクル物の収集とは異なりますので、各地区のごみ収集場に置かないよう、ご注意ください。また、段ボールや新聞紙は古紙として回収できないため、資源ゴミ回収日をお願いします。



お問合せ 白馬村役場 総務課 電話：0261-72-7002

大北地域

士業合同相談会

士業(税理士、司法書士、弁護士、土地家屋調査士、行政書士、社会保険労務士)による無料合同相談会を開催します。

申し込みは不要です。当日、直接会場へお越しください。

なお、感染症の状況により、一部士業の相談および相談会自体を中止する場合があります。

日時 11月15日(金曜日)

午後1時～4時

場所 大町市商工会議所
2階会議室

相談内容 税金、各種登記、法律、相続贈与、土地測量、各種許可申請、労務関係など

お問合せ 税理士会大町支部 支部長 熊井 弘 電話：0261-22-1003

後期高齢者医療お役立ち情報 Vol. 3

後期高齢者医療のお役立ち情報や、今後のお知らせについて掲載します。



(よく聞けれど、高額療養費ってなんだろう?)

(高額療養費というのは、医療費の家計負担が重くならないよう医療機関等の窓口で支払う医療費が1か月で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する「高額療養費制度」のことです。
上限額は、年齢や所得に応じて定められています。



■ 高額療養費について

医療費の自己負担限度額は年齢や所得に応じて以下の表のとおり決められています。(令和6年8月現在)
同一月(1日)から月末までの医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、超えた分が高額療養費として口座に振り込まれます。
※該当される方には申請のお知らせが送付されます。申請は初回のみ必要で、以降は申請口座に振り込まれます。

○ 1か月の自己負担限度額 ※ 1

負担割合	所得区分	自己負担限度額	
		外来(個人単位)	外来+入院※2(世帯単位)
3割	課税標準額690万円以上	$252,600円 + (医療費 - 842,000円) \times 1\%$ (多数回140,100円)※3	
	課税標準額380万円以上690万円未満	$167,400円 + (医療費 - 558,000円) \times 1\%$ (多数回93,000円)※3	
	課税標準額145万円以上380万円未満	$80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$ (多数回44,400円)※3	
2割	一般Ⅱ	①18,000円 ②6,000円+(医療費-30,000円)×10% ①と②どちらか低い額※4 (年間上限144,000円)※5	57,600円 (多数回44,400円)※3
1割	一般Ⅰ	18,000円 (年間上限144,000円)※5	
	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

- ※1 入院したときの食事代や保険が適用されない差額のベッド代などは、支給の対象となりません。
 ※2 「外来+入院」の限度額(世帯ごと)は、「外来」の限度額を個人ごと適用して、なお残る負担額について適用します。
 ※3 (多数回)は診療を受けた月以前の12か月以内に3回以上高額療養費に該当したときの4回目以降の自己負担額です。
 ※4 所得区分一般Ⅱの外来(個人単位)自己負担限度額②は、令和7年9月30日までの配慮措置になります。
 ※5 8月から翌年7月までの1年間の外来(個人の自己負担額)の合計が年間上限額を超えた場合には、年間上限額を超えた分が高額療養費として支給されます。(外来年間合算)

【申請場所】 白馬村役場 住民課
 【申請期限】 診療を受けた月の翌月の1日から2年

お問合せ 白馬村役場 住民課 電話：0261-85-0715



保険証廃止とマイナ保険証について

～白馬村国民健康保険・長野県後期高齢者医療保険の被保険者の皆様～

令和6年12月2日をもって、従来の保険証は廃止となり、今後は、マイナナンバーカードを保険証として利用登録した「マイナ保険証」の利用が基本となります。

マイナナンバーカードをお持ちでない方や、マイナ保険証の利用登録をしていない方も、引き続き保険で医療を受けることができますので、ご安心ください。

健康保険証廃止後に医療機関等を受診するには

令和6年8月更新の健康保険証は、令和7年7月31日まで有効です。

お手元にある有効期限が切れていない健康保険証は、改正法の経過措置により有効期限（令和7年7月31日※）まで医療機関等の窓口で使用することができます。

※令和7年7月31日までに70歳や75歳に到達する方、在留期間の末日を迎える方等、一部の方は有効期限が異なります。

マイナ保険証の利用登録をしていない方には、お手元にある保険証の有効期限が切れる前に「資格確認書」を交付します。

マイナ保険証の利用登録をしていない方には、令和6年12月2日以降は、保険証に替わり「資格確認書」を交付します。「資格確認書」を医療機関の窓口で提示することで、今までもどおり受診できます。

資格確認書とは・・・マイナナンバーカードによるオンライン資格確認ができない方の被保険者資格を確認するためのものです。

「資格確認書」は、氏名及び生年月日、被保険者等記号、番号、保険者情報等が記載されます。

「資格確認書」の体裁は、従来の保険証とほぼ同じです。

12月2日以降に新たに白馬村国民健康保険・長野県後期高齢者医療保険に加入する場合や、保険証を紛失した場合

は、「資格確認書」を随時交付します。

・12月2日時点で有効な保険証をお持ちの方で、マイナ保険証の利用登録をしていない方には、お手元の保険証の有効期限が切れる前（8月更新の保険証の場合、令和7年7月下旬頃）に「資格確認書」を送付予定です。

マイナ保険証の利用登録をしている方には、令和6年12月2日以降、「資格情報のお知らせ」を交付します。

マイナ保険証の利用登録をしている方には、現在登録されている情報（氏名、生年月日、被保険者番号、一部負担割合等）をご確認いただくために、「資格情報のお知らせ」を交付します。12月2日以降、新たに白馬村国民健康保険・長野県後期高齢者医療保険に加入する方には随時、12月2日時点で既に入っている方には、お手元の保険証の有効期限が切れるまでに交付予定です。

※「資格情報のお知らせ」だけで医療機関を受診することはできません。

マイナ保険証利用をご検討ください

現在、被保険者のうち約6割の方がマイナ保険証を保有しています。マイナ保険証を使うことで、

・服薬情報や特定健診等の情報を活用し、最適な医療を受けられる

・限度額適用認定証がなくても、限度額を超える支払いが免除される

等のメリットがあります。

マイナナンバーカードの健康保険証利用登録は、①医療機関・薬局のカードリーダー、②マイナポータル、③セブン銀行ATMから行うことができます。

マイナナンバーカードの保険証利用についてもっと知りたい方はこちら



お問合せ 白馬村役場 住民課 電話 0261-85-0715

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



シリーズ

ミライへの分別 (vol.17)



未来の地球環境や白馬村の豊かな自然環境を守り、次世代へとつなげるために今からできることを始めていきましよう。

10月30日は「食品ロス削減の日」です。

同じ県内の松本市発祥の取組み「残さず食べよう！30・10運動」が由来となり、この取り組みにちなんで10月30日が食品ロス削減の日に定められました。

「残さず食べよう！30・10運動」

- ① 会食、宴会時での食べ残しを減らすための3つの行動です。
- ② 注文の際に適量を注文しましょう。
- ③ 乾杯後30分間は席を立たず料理を楽しみましょう。
- ④ お開き前10分間は自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。



食べ残しに伴う食品ロスを減らすことは、燃えるごみの減量化の鍵となる「一生ごみ」の削減に大きく関わります。年末が近くなるにつれて、宴会を行う機会が多くなります。

日本の大切な文化である「もったいない」のこころを大切に、皆さんそれぞれができることから食品ロス削減に取り組んでみませんか？

街頭啓発の実施

白馬村では、この食品ロス削減の日に合わせて、令和6年10月30日の午後4時からAコープ白馬店ハピアにて街頭啓発を実施します。

白馬村は、宿泊施設や飲食店といった食事の提供を行う営業施設が多い村です。食品ロスの削減を通じ、事業から発生する分を含めた生ごみの排出量を減量させることを目的としています。

#食品ロス削減の日

白馬村では、消費者庁が計画する「SNS媒体を活用した食品ロス削減啓発プロジェクト」に賛同し、食品ロス削減に向けたメッセージを発信します。この取り組みは、企業、地方公共団体、各種団体等が一斉に食品ロス削減に向けたメッセージを発信することで、消費者の皆様へ食品ロス削減の取り組みきかけにしたいものです。皆様も一緒に食品ロス削減の呼びかけに協力をお願いします。

お問合せ 白馬村役場 住民課 電話：0261-85-0715

○新着案内

【一般・郷土】

書名	著者名
団地のふたり	藤野 千夜
穢れた聖地巡礼について	背筋
紫式部と清少納言の事件簿	汀 こるもの
ここは今日も旅をする	五木 寛之
自分から進んで学ぶ賢い子の育て方	須合 啓
9割が知らない「自動集客」入門 月1万円からはじめて年商4億円を突破！	安達 駿介
りんごのお菓子づくり	今井 ようこ
読図の基本がわかる本	水野 隆信

【児童書・絵本】

書名	著者名
おなかのあかちゃん、もういいかい？	豪田 トモ/さく
こびと固有種大図鑑 東日本編	なばた としたか/さく
パンどろぼうとりんごかめん	柴田 ケイコ/作
わかったさんのスイートポテト	永井 郁子/作絵

【雑誌】

雑誌名	特集
旅行読売 2024年10月	この秋行きたい心ほどける紅葉の秘湯
世界 2024年10月号	暴力と政治 核危機の人新世

今月の
おすすめ本



『おちば』

おーなり 由子/ぶん はた こうしろう/え (ほるぷ出版)

内容紹介

落ち葉だらけの道を歩くと、しゃくしゃくと音が鳴ります。たくさん集めた落ち葉からは湿った土の匂いがします。色々な形をしたカラフルな落ち葉の山へジャンプをしてみたり、空へ投げてみたり…。落ち葉に囲まれて耳を澄ませると、自然の合唱が聞こえてきます。



『接客モチベーション大全100』
柴田 昌孝/著・イラスト (ぱる出版)

具体例とイラストで、接客の基本から、技能・技術までを100のワードで紹介。接客の仕事のやりがいや意義をあらためて考え、日々の仕事へのやる気アップにつながるヒントを得られるかも。



『ピアノを尋ねて』（新潮社刊）
クオ チャンシェン/著 倉本 知明/訳

ピアニストへの夢破れ調律師になった「わたし」。若い音楽家の妻を亡くした初老の実業家。ビジネスパートナーとしてニューヨークに迎ら着いた二人は…。後世に名を遺した音楽家たちの抱えていた孤独や苦悩の人生と平行して語られる「わたし」の静謐な物語。



『嘘か真言か』
五十嵐 律人/著 (文藝春秋)

志波地裁に赴任した任官三年目の日向由衣。そこにいたのは、被告人の嘘が見抜けると噂される悪評高い先輩判事・紀伊。上司から出された課題に答えるため、仕事のない新人判事補は紀伊が訴訟指揮する公判に臨む…。



『奇妙で不思議な樹木の世界』（創元社）
英国王立園芸協会/監修
ジェン・グリーン/著
クレア・マケルファトリック/イラスト
加藤 知道/訳

ある樹木は何百年何千年も生き、ある樹木は車50台分よりも高く育つ。樹木の自然環境での役割、その驚異的な生態を、科学的な観点から詳しく説明したイラストブック。ただ立っているだけに見える樹木は不思議の宝庫です。

○リサイクルブック実施のお知らせ

第54回白馬村文化祭にて、リサイクルブックを実施します。除籍した本や、蔵書とならなかった寄贈本をお譲りします。ブックカバーで作った菜も配布しています。ご希望の方は、各自で手提げ袋等を持参し、お持ち帰りください。



『スーパーマーケットはなまる
おみせがあくまに』
やまもと しんじ/作 (白泉社)

開店前のスーパーでは商品たちが遊んでいます。やさしい、くだもの、冷凍食品、みんな正しい棚に戻ることができているでしょうか。迷子をみつけて、きれいに並べて、さあ、開店の時間です！

保健ガイド 10月～11月

15日～翌月末までの予定を日付順に記載しています。

■ 乳幼児健診等

会場：白馬村保健福祉ふれあいセンター1階

月 日	曜 日	事業名	対象になるお子さん
10月16日	水曜日	もぐもぐ相談	令和6年2月～4月生
10月18日	金曜日	2歳歯科健診	令和4年2月～7月生
10月28日	月曜日	理学療法(PT)相談	予約制
10月29日	火曜日	2か月育児相談	令和6年8月生＊子育て支援ルームで行います
11月 5日	火曜日	育児相談	予約制
11月11日	月曜日	びよびよ教室	令和6年6月～8月生＊子育て支援ルームで行います
11月11日	月曜日	よちよち相談	令和5年7月～8月生
11月13日	水曜日	前期乳児健診	令和6年6月生
11月13日	水曜日	後期乳児健診	令和5年12月生
11月20日	水曜日	1歳半健診	令和5年2月16日～4月生
11月25日	月曜日	理学療法(PT)相談	予約制
11月27日	水曜日	3歳健診	令和3年9月～10月生
11月28日	木曜日	2か月育児相談	令和6年9月生＊子育て支援ルームで行います

■ 予防接種

会場：白馬村保健福祉ふれあいセンター1階

月 日	曜 日	事業名	対象になるお子さん
10月25日	金曜日	乳幼児予防接種	個別にご案内しています
11月 6日	水曜日	乳幼児予防接種	個別にご案内しています
11月22日	金曜日	乳幼児予防接種	個別にご案内しています

お問合せ 白馬村こども家庭センター(白馬村教育委員会 子育て支援課内) 電話:0261-85-8101

■ 子育て支援ルーム

月 日	曜 日	時 間	事業名	対 象
10月25日	金曜日	10:30～	タッチケア(0歳児対象) ＊要予約	未就園児親子
10月29日	火曜日	10:30～	親子バランスボール遊び教室 ＊要予約	未就園児親子
11月1日	金曜日	10:30～	リフレッシュ講座(刺繍教室) ＊要予約	未就園児保護者
11月8日	金曜日	11:15～	おはなし会	未就園児親子

※予約は子育て支援ルームに連絡をください。

※支援ルームは登録制となっておりますので、初回利用時に登録カードの記入をお願いします。

※月曜日～金曜日 AM9:30～12:00 PM13:00～16:00

(土日は、休館日です)

※入室したらず、検温と手洗いをお願いします。

※行事日程や、急な休館等の情報は白馬村行政公式ホームページ、白馬村母子手帳アプリおひさまメモリーズ by 母子モにも掲載します。

白馬村母子手帳アプリおひさまメモリーズ by 母子モの事前登録をお勧めします。

お問合せ：白馬村子育て支援課子育て支援ルーム Tel:0261-72-3025

■ 弁護士無料法律相談(予約制)

開設日	時 間	場 所	相 談 員	お問合せ先
11月12日(火曜日)	13:00～15:00	白馬保健福祉ふれあいセンター 2階 ボランティアルーム	ミナト ダイチ 弁護士	白馬村社会福祉協議会 0261-72-7230

※予約が必要です。相談時間は30分ですので、相談内容を整理してお越しください。

■ 人権・心配ごと相談

開設日	時 間	場 所	相 談 員	お問合せ先
12月10日(火曜日)	13:00～16:00	白馬保健福祉ふれあいセンター 2階 ボランティアルーム	人権擁護委員	白馬村社会福祉協議会 0261-72-7230

※予約は必要ありませんので、お気軽にお越しください。※12月10日は人権デーです。

■ 心の相談会(予約制)

開設日	時 間	場 所	お問合せ先
10月22日(火曜日)	10:00～15:00	白馬村保健福祉ふれあいセンター 2階 福祉相談室	白馬村役場健康福祉課 0261-85-0713
11月26日(火曜日)			

※電話でご予約ください(匿名可)。相談時間は1人30分程度です。



姉妹都市コーナー

静岡県 河津町



講師に日頃の疑問点を質問する受講者

スマホの不安解消へ

町は、高齢者らを対象としたスマホ教室を開催し、初日となる9月2日に8人の町民が参加しました。このスマホ教室では、自身のスマホを使って、操作の基本やアプリの活用方法などを学ぶことができます。参加者は講師からスマホを安全に使うための注意点を聞いた後、日頃スマホを使用する中で感じる不安や疑問点を講師に質問し、操作方法を学びました。スマホ教室は来年1月まで計13日にわたって、定期的開催されます。

和歌山県 太地町



くじらの博物館
開館 55 周年記念企画展
一挙蔵出し！寄贈品展

太地町立くじらの博物館では、開館55周年を記念し、令和6年4月2日より令和7年4月1日までの間、普段は収蔵庫に保管されている寄贈資料の一部を一挙蔵出しし、皆様にご覧いただいております。

有料広告欄

スマホアプリで広報はくば配信中！！

マチを好きになるアプリ

App Store からダウンロード Google Play マチにようよう

白馬村役場 公式 LINE

広告募集中 広報はくば及び白馬村行政公式ホームページに掲載する広告(有料)を募集しています *お問合せ 白馬村役場総務課

ケーブルテレビ白馬に関するお問い合わせは…

ケーブルテレビ白馬指定管理者：
株式会社エーアイシーコミュニケーションズ
受付時間：平日午前8時30分～午後5時30分
・加入／故障等のお問い合わせは
TEL 0261-85-0074
・取材等のお申し込みは
TEL 0261-85-0116

認知症の相談窓口は

地域包括支援センターです
お気軽に 72-6667 にお電話ください

白馬村の認知症サポーター数 1790 人
(令和6年9月現在)



編集後記

季節の移り変わりを感じられ、朝晩になると寒さを感じられる時期になりました。令和5年度も上半期が終わり、今年も残すところあと、2か月です。この4月から広報誌の編集を担当させていただいておりますが、時の流れの早さに驚いています。残りの下半期も皆様にしっかりと情報をお届けできるよう、努めてまいります。引き続き広報はくばをご一読いただければ幸いです。
(広報編集担当：横川)

人口：8,393 人 男：4,193 人 女：4,200 人 世帯：4,142 世帯
(令和6年10月1日現在)